

若草七丁目町内会会則

令和3年3月21日

若草七丁目町内会

若草七丁目町内会会則

第1条 (名称及び所在地)

本会は、若草七丁目町内会（以下本会という）と称する。
本会は、事務所の所在地を会長宅に置く。

第2条 (目的)

本会は、会員相互の親睦を図り、明るく住みよい街づくりを目指し、環境の向上に努め、福祉の増進に協力しあい、豊かなコミュニティを作りあげていくことを目的とする。

第3条 (組織)

本会は、町内全住民を会員として構成する。
2. 会員が、総会の議決等、本会の権利義務を行使する場合は、1戸につき1票の議決権を有するものとする。

第4条 (事業)

本会は、第2条の目的のため、次の事業を行う。
(1) 会員相互の親睦と連絡に関すること。
(2) 会員の生活環境の充実及び改善に関すること。
(3) 慶弔に関すること。
(4) 関係公共機関および各種団体の取り組みで、住民参加が必要な事業への協力。
(5) まちづくり協議会事業への積極的参加と、目的達成に必要な連絡と協議に関すること。
(6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第5条 (役員)

本会に次の役員を置く。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 会 | 長 | 1 | 名 | | | | | | |
| 副 | 会 | 長 | 1 | 名 | | | | | |
| 会 | 計 | 1 | 名 | | | | | | |
| 環 | 境 | 美 | 化 | 委 | 員 | 1 | 名 | | |
| 交 | 通 | 防 | 犯 | 委 | 員 | 1 | 名 | | |
| 体 | 育 | 振 | 興 | 委 | 員 | 1 | 名 | | |
| 社 | 会 | 福 | 祉 | 委 | 員 | 1 | 名 | | |
| 青 | 少 | 年 | 育 | 成 | 委 | 員 | 1 | 名 | |
| 人 | 権 | 教 | 育 | 委 | 員 | 1 | 名 | | |
| 防 | 災 | 担 | 当 | 委 | 員 | 1 | 名 | | |
| 班 | | 長 | | | | 各 | 班 | 1 | 名 |
| 会 | 計 | 監 | 査 | | | 2 | | | 名 |

第6条 (役員を選出および任期)

本会の会長は、自由立候補または班ごとの輪番制とする。
2. 会長以外の役員は、班ごとの輪番制とする。（細則 第4条 参照）
3. 役員任期は1年とする。但し、会長は再任を妨げないが、3年を限度とする。
4. やむを得ない理由で途中交代する場合の交代役員を選出は役員会において検討する。
但し、その場合の後任役員任期は、前任者の期限までとする。

5. 選出方法は、施行細則に定める。

第7条 (役員の仕事)

役員の仕事は次の通りとし、その部門における町内会の代表として事業の遂行に当たる。

(1) 会長

- 1 本会を代表し、会務を統括する。
- 2 志津南学区まちづくり協議会の理事の任につく。
- 3 町内自主防災会の会長の任につく。
- 4 市行政事務委嘱の町内会代表者の任につく。
- 5 若草・岡本西地区自主防災連合会の委員の任につく。
- 6 若草・岡本西地区協働活動委員会の委員の任につく。

(2) 副会長

- 1 会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 2 町並み保存委員(町内委員)を兼務する。
- 3 志津南学区まちづくり協議会のふれあい実行委員を兼務する。
- 4 町内自主防災会の副会長の任につく。
- 5 志津南学区まちづくり協議会の代議員の任につく。

(3) 会計

- 1 本会の会計事務を行う。
- 2 役員会の議事録を作成する。
- 3 志津南学区まちづくり協議会の代議員の任につく。

(4) 環境美化委員

- 1 環境衛生全般に関すること。
- 2 ゴミステーションの維持管理。
- 3 道路・公園の環境美化、ならびに公園の維持管理に関すること。
- 4 集会所の維持管理。
- 5 志津南学区まちづくり協議会環境美化委員会の委員の任につく。

(5) 交通防犯委員

- 1 交通安全・防犯に関すること。
- 2 志津南学区まちづくり協議会交通防犯委員会の委員の任につく。

(6) 体育振興委員

- 1 教養娯楽とレクリエーションに関すること。
- 2 会員の健康維持・増進に関すること。
- 3 志津南学区まちづくり協議会体育振興委員会の委員の任務につく。
- 4 スポーツまつり実行委員会の任につく。

(7) 社会福祉委員

- 1 社会福祉に関すること。
- 2 敬老関係の行事、及び共同募金や年末助け合い運動への協力。
- 3 高齢者団体との連絡協議を行い、その活動に協力する。
- 4 ボランティア団体への協力。
- 5 志津南学区まちづくり協議会社会福祉協議会の委員の任につく。

(8) 人権教育委員

- 1 人権教育の浸透と活性化に関すること。
- 2 人権教育に関する各種講演会への参加。
- 3 町内学習懇談会の開催。
- 4 人権問題の啓発活動。

5 志津南学区まちづくり協議会人権教育委員会の委員の任務につく。

(9) 青少年育成委員

- 1 青少年の健全育成を図るための各種活動。
- 2 社会環境のための各種活動。
- 3 こども110番の運営管理。
- 4 「ふれあいパトロール」の運営管理。
- 5 子ども関係の事業への参画（子ども会との連携）。
- 6 志津南学区まちづくり協議会青少年育成委員会の委員の任務につく。

(10) 防災担当委員

- 1 防災に関すること。
- 2 自主防災規約の定める事業に関すること。
- 3 町内自主防災会の防災担当の任に就く。

(11) 班長

- 1 班員を代表して班を統括し、班内の連絡協議を行う。
- 2 町内自主防災会の班長の任につく。災害時には率先して要援護者への声掛け、安否確認を行う。
- 3 環境美化、交通防犯、体育振興、社会福祉、人権教育、青少年育成の各専門委員と同じ班に所属する班長はその補佐として専門委員の任務に協力する。

(12) 会計監査

- 1 本会会計の監査のみを行い、総会にて報告する。

第8条（町並み保存委員の選出）

若草地区町並み保存規則に定めるところの町並み保存委員を選出する。

- (1) 町並み保存委員（町内委員）は、副会長がその任につくものとする。
- (2) まちづくり協議会から推薦を受けた町並み保存委員（専任委員）の承認は、町内会役員会にて行うものとする。

第9条（顧問）

本会は、顧問をおくことができる。顧問の任命は役員会の議決で行い、任期は役員に準じる。

2. 顧問は会長の諮問役として、会長に意見を具申することができる。

第10条（会議）

本会の会議は総会及び役員会とする。

- (1) 総会は年一回開催し、必要に応じて臨時総会を開催できる。
- (2) 役員会は必要に応じて、会長がこれを召集する。

第11条（議事）

総会は、議決権を有する会員の過半数の出席（委任状を含む）によって成立し、議事は同会員の多数決によって決める。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

2. 役員会は、定数の三分の二以上の出席によって成立し、議事は多数決によって決める。可否同数の場合は、会長がこれを決定する。

第12条（議決事項）

総会において協議または議決する事項は、次の通りとする。

- (1) 役員を選出にすること。
- (2) 会則の改廃にすること。
- (3) 事業計画にすること。
- (4) 予算及び決算にすること。
- (5) その他本会の運営について重要な事項。

第13条（経費）

本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入によってまかなう。

2. 本会の会費は、一戸あたりの会費とし、その額は施行細則に定める。但し、必要ある時は臨時会費を徴収することができる

第14条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第15条（施行細則）

本会則の施行について必要な細則は、役員会が定める。但し、会費の変更は総会で決定する。

付則

本会則は平成11年4月1日から施行する。

| | | |
|------|------------|---|
| 改正記録 | 平成15年3月16日 | 役員役割の改正 婦人部の廃止および社会福祉広報部を社会福祉部と広報部に分離 |
| | 平成17年3月27日 | 自治連合会会則・各種団体の関係の整合性を整理、会費の構成項目を明記、役員選出に当っての留意事項を追加。 |
| | 平成18年3月27日 | 若草地区町並み保存規則施行に伴う町並み保存委員に関する事項 |
| | 平成20年3月16日 | 広報部長の廃止と防災部長の新設 |
| | 平成24年3月18日 | まちづくり協議会への移行に伴う変更 |
| | 平成25年3月24日 | 防災担当委員の新設 |
| | 平成26年3月22日 | 名称の変更 志津南地区まちづくり協議会 →志津南学区まちづくり協議会 削除→会計が志津南学区まちづくり協議会の代議員の任につく。 追記→班長が志津南学区まちづくり協議会の代議員の任につく。 |
| | 平成28年3月21日 | 追記→会長が若草・岡本西自主防災連合会の委員につく。 追記→会長が若草・岡本西地区協働活動委員会の委員につく。 記述内容の変更（削除） |
| | 平成29年3月20日 | 追記→体育振興委員がスポーツまつり実行委員会の任に |

つく。

平成 30 年 3 月 21 日 追記→副会長は志津南学区まちづくり協議会の代議員の任につく。

追記→会計は志津南学区まちづくり協議会の代議員の任につく。

平成 31 年 3 月 21 日

- ・第 6 条 2～5 項 役員の選出および任期について追記
- ・第 7 条 (11) ②、③ 班長の任務を追記
- ・第 7 条 (12) ① 削除して、細則 第 4 条 2. ③へ移動
- ・第 11 条 「会員」を「議決権を有する会員」に改記
- ・第 15 条 削除し、第 16 条を繰り上げる

若草七丁目町内会会則施行細則

第1条（目的）

本細則は、若草七丁目町内会会則の規定に基づき、本会の運営及び業務の執行について、会則の定めなき補足的条項を定めることを目的とする。

第2条（会費）

本会則第13条の2項に掲げる会費に関して、次のように定める。

・1戸あたり会費 1戸建て：2,400円／半年

なお、会費の構成要素は次の通りとする。

町内会運営費：1,300円／半年

まちづくり協議会会費 500円／半年

若草・岡本西地区協働活動会費 150円／半年

集会所維持管理費 450円／半年

・徴収方法：4月と10月に半年分一括徴収

4月1日現在の戸数および10月1日現在の戸数に応じて、4月と10月に各半年分の会費を納めるものとする。なお、納めた後、移動があっても清算しない。

第3条（弔慰金）

本会会員が死亡したときは、下記の金額の弔慰金及び供花を贈る。

・弔慰金 5,000円

・供花 10,000円程度

2. 密葬や家族葬等で供花を贈らずに弔慰金のみの場合、10,000円を贈る。

第4条（役員の選出）

1. 会長の選出

1 現町内会長は、次期町内会長の公募案内を町内に回覧する。

2 公募期間内に町内会長の立候補があった場合の選出方法等は、役員会で決める。

3 立候補者がいない場合は、班ごとの輪番制とし、下表の当番班から選出する。

4 立候補によって会長が決まった場合は、該当する年度の班からの選出はなくなったものとして、以降の各年度の順番は変えずに下表の通りとする。

2. 会長以外の役員の選出

1 副会長・会計・専門委員は、下表の輪番に従い、各班の規定により選出する。

2 会計監査は、前年度の会長および会計が行う。

3 会計監査以外の役員は兼務することができる。3役（会長、副会長、会計）を除く専門委員は当該年度の専門委員の班の班長が兼務するものとする。

この規定は2022年度の役員より実施する。

3. 三役および専門委員の輪番は下表の通りとする。

班内の選定については、過去の経緯から各班独自の選定基準があるため、その基準に従う。

三役および専門委員の輪番表

| 年度 役職 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 会長 | D | E | F | G | H | A | B | C |
| 副会長 | A | B | C | D | E | F | G | H |
| 会計 | H | A | B | C | D | E | F | G |
| 環境美化 | D | E | F | G | H | A | B | C |
| 交通防犯 | B | C | D | E | F | G | H | A |
| 体育振興 | F | G | H | A | B | C | D | E |
| 社会福祉 | C | D | E | F | G | H | A | B |
| 人権教育 | E | F | G | H | A | B | C | D |
| 青少年 | G | H | A | B | C | D | E | F |
| 防 災 | H | A | B | C | D | E | F | G |

* 2026 年度以降は上表を繰り返す。

4. 上表で選出された役員は、町内役員会で協議・承認後、総会での承認により決定する。
5. 会長の経験者は、会長の役が班内を一巡するまで候補から除外する。但し、会長に立候補者がある場合はこの限りでない。
6. 同じ班で、三役、専門委員、班長が重複した場合の優先度は、各班の基準に則って決める。
7. 会長は、役員の移行が障害なく行われるよう、過去の役員履歴を整備して次期会長に引き継ぐ。
8. 輪番制で選出する場合でも、健康に日常生活を営んでいる方の中から選考する配慮が必要である。また新各役員の業務執行において支障が出ない様、旧役員は引継ぎ書等により新役員に十分なサポートを行うものとする。
9. 役員の選出については、高齢者、災害時避難要介護者、単身者、心身の健康に支障のある方、要介護者と同居の方などは、役員選出の辞退を選択できるものとし、これらは、各班毎での合議によって決定できるものとする。
この規定は 2022 年度の役員選出より実施する。

付則

本施行細則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

- 改正記録
- 平成 15 年 3 月 16 日 第 5 条を削除し第 6 条を繰り上げ
 - 平成 17 年 3 月 27 日 自治連合会会則・各種団体の関係の整合性を整理、会費の構成項目を明記。
 - 平成 18 年 3 月 27 日 若草地区町並み保存規則施行に伴う関係事項
 - 平成 20 年 3 月 16 日 各種団体役員就任関係を本則に整理記載
 - 平成 24 年 3 月 18 日 まちづくり協議会への移行に伴う変更
 - 平成 26 年 3 月 22 日 町内会費の構成要素の変更（施行は平成 26 年 4 月 1 日）
 - 平成 27 年 3 月 22 日 町内会費の構成要素の変更（施行は平成 27 年 4 月 1 日）
 - 平成 28 年 3 月 21 日 町内会費の構成要素の変更（施行は平成 28 年 4 月 1 日）

平成 29 年 3 月 20 日 町内会費の徴収方法の変更

平成 30 年 3 月 21 日 町内会費の構成要素の変更（施行は平成 30 年 4 月 1 日）
町内会費の徴収後の清算の変更

平成 31 年 3 月 21 日 第 3 条 一部削除

2 項 供花を供えない場合の弔慰金額を追記

第 4 条 役員の選出基準を新規に追加

令和 3 年 3 月 20 日 第 4 条の 2 項に 3 号追記

同じく第 4 条の（留意事項）を 8 項に変更して 9 項を追加
上記 2 件は 2021 年度の役員選出から実施。

若草七丁目町内会掲示板管理規定

第 1 条（目的）

本規定は、若草七丁目町内に設置された掲示板の管理及び使用方法を定めるものとする。

第 2 条（維持管理）

設置されている掲示板の維持管理は、町内会長の責任において行うものとする。

第 3 条（使用手続き及び許可）

使用の手続き及び許可は次のとおりとする。

- (1) 若草全町内の掲示板使用にあたっては、まちづくり協議会副会長の許可を受け掲示するものとする。
- (2) 各町内会の掲示板使用にあたっては、町内会長の許可を受け掲示するものとする。但し、まちづくり協議会会長が所属する町内会においては、町内会長の代わりに町内副会長の許可を受けるものとする。
- (3) 使用者は申請時に、掲示物（掲示内容記載済みに限る）を提示し、前項の承認者の許可印を受けるものとする。
- (4) まちづくり協議会副会長及び町内会長が不在の時は、まちづくり協議会会長及び町内副会長の許可を受けるものとする。
- (5) 掲示内容の許可判断が困難な場合は、まちづくり協議会会長の決済を受けるものとする。

第 4 条（使用許可の制限）

管理者は次の事項に該当する場合は、使用許可しない。

- (1) 政治、宗教等に関するもの。
- (2) 管理者が適当でないと認めたとき。

第 5 条（使用者の責務）

使用者は掲示板を使用するにあたり、以下の事項を遵守する責務を有する。

- (1) 申請時に掲示期間を明示すること。
- (2) 掲示期間経過後は、使用者の責任において掲示物を速やかに取り除くものとする。

第 6 条（規定の改廃）

本規定の改廃は総会で出席者の過半数をもって議決するものとする。

付則

本規定は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

改正記録 平成 24 年 3 月 18 日 まちづくり協議会への移行に伴う変更